



2024年5月30日

各位

会社名 株式会社Q L Sホールディングス
代表者名 代表取締役社長 雨田 武史
(コード番号 7075 名証ネクスト市場)
問合せ先 取締役C F O管理本部長 豊田 尚孝
T E L 06-6575-9845 (代表)
U R L <https://www.qlshd.co.jp>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年5月30日開催の取締役会において、2024年6月27日開催予定の第6期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 現行定款第2条(目的)において、当社グループの事業内容の多様化に伴い、事業目的の追加を行なうものです。
- (2) 現行定款第9条(単元未満株式についての権利)において、当社は、取得請求権付株式の発行が無い場合、該当する項目の削除を行なうものです。
- (3) 現行定款第19条(取締役の員数)において、事業領域の拡大や多様性への取り組みを柔軟かつ積極的に推進していくため、取締役の員数の上限を設けないものへ変更を行なうものです。
- (4) その他、定款内における形式の整合性及び文言の見直しを図るため所要の変更を行なうものです。

2. 変更の内容

具体的な変更内容は次のとおりです。

現行定款	変更案
第1条 (記載省略) (目的)	第1条 (現行どおり) (目的)
第2条 当社は、次の事業を営むこと並びに次	第2条 当社は、次の事業を営む株式会社等の

<p>の事業を営む株式会社等の株式・持分等を保有することにより、当該株式会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>1. ↳ (記載省略)</p> <p>7. (新設)</p> <p>8. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス事業</p> <p>9. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業</p> <p>10. 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 (新設) (新設) (新設)</p> <p>11. 保育所・託児所・こども園・学童クラブの運営及び運営受託</p> <p>12. 会員制スポーツジムの運営</p> <p>13. 健康食品、サプリメント、衛生用品、美容機器、健康機器、化粧品及び美容に関する物品の販売及び輸出入</p> <p>14. コンピューターシステム構築に関する企画・開発業務及び請負</p> <p>15. 労働者派遣事業</p> <p>16. 有料職業紹介事業</p> <p>17. 自動車整備業の請負</p> <p>18. イベント、展示会の企画、制作、運営及び請負</p> <p>19. 情報処理機器、通信機器の販売、保守、運用の請負及び販売代理</p> <p>20. 不動産の賃貸 (新設)</p> <p>21. 前各号に附帯関連する一切の業務</p> <p>第3条</p>	<p>株式・持分等を保有することにより、当該株式会社等の事業活動を支配・管理すること、及び当該株式会社等へのコンサルタント業務を目的とする。</p> <p>1. ↳ (現行どおり)</p> <p>7.</p> <p>8. <u>健康保険法に基づく訪問看護事業</u></p> <p>9. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス事業</p> <p>10. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業</p> <p>11. 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業</p> <p>12. 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業</p> <p>13. 障がい者のサテライトオフィス事業</p> <p>14. 有料老人ホーム事業、高齢者専用賃貸住宅事業</p> <p>15. 保育所・託児所・こども園・学童クラブの運営及び運営受託事業</p> <p><u>【削除】</u></p> <p><u>【削除】</u></p> <p><u>【削除】</u></p> <p>16. 労働者派遣事業</p> <p>17. 有料職業紹介事業</p> <p>18. 自動車整備業の請負事業</p> <p>19. イベント、展示会の企画、制作、運営及び請負事業</p> <p>20. 情報処理機器、通信機器の販売、保守、運用の請負及び販売代理事業</p> <p>21. 不動産の賃貸事業</p> <p>22. 動産の賃貸事業</p> <p>23. 前各号に附帯関連する一切の事業</p> <p>第3条</p>
---	---

<p>く (記載省略)</p> <p>第8条</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当会社の单元未満株式を有する株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p>～ (現行どおり)</p> <p>第8条</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当会社の单元未満株式を有する株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>【削除】</p> <p>(2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>
<p>第10条</p> <p>く (記載省略)</p> <p>第16条</p> <p>(議事録)</p> <p>第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。</p>	<p>第10条</p> <p>く (現行どおり)</p> <p>第16条</p> <p>(議事録)</p> <p>第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、法令に定めるところにより、これを記載又は記録した議事録を作成し、議事録の作成にかかる職務を行った取締役がこれに署名もしくは記名押印又は電子署名を行う。</p>
<p>第18条 (記載省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当会社の取締役は、<u>5名以内</u>とする。</p>	<p>第18条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当会社の取締役は、<u>3名以上</u>とする。</p>
<p>第20条 (記載省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

<p>2 <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第22条 〵 (記載省略)</p> <p>第32条 (常勤の監査役)</p> <p>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>第34条 〵 (記載省略)</p> <p>第35条 (監査役会の議事録)</p> <p>第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第37条 〵 (記載省略)</p> <p>第41条 (会計監査人の報酬等)</p> <p>第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得てこれを定める。</p> <p>第43条 (記載省略)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p>	<p>2 <u>補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時まで、増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第22条 〵 (現行どおり)</p> <p>第32条 (常勤の監査役)</p> <p>第33条 監査役会は、その決議によって<u>監査役の中から</u>常勤の監査役を選定する。</p> <p>第34条 〵 (現行どおり)</p> <p>第35条 (監査役会の議事録)</p> <p>第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに<u>署名</u>もしくは記名押印又は電子署名する。</p> <p>第37条 〵 (現行どおり)</p> <p>第41条 (会計監査人の報酬等)</p> <p>第42条 会計監査人の<u>報酬、賞与その他の職務執行の対価</u>として当会社から受ける財産上の利益は、代表取締役が監査役会の同意を得てこれを定める。</p> <p>第43条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p>
---	--

<p>第44条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2 前項のほか、基準日を定めて、剰余金の配当をすることができる。</p> <p>第45条 ↳ (記載省略)</p> <p>第46条</p>	<p>第44条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2 前項のほか、基準日を定めて、<u>その最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者に対して</u>、剰余金の配当をすることができる。</p> <p>第45条 ↳ (現行通り)</p> <p>第46条</p>
--	--

3. 日程

- | | |
|---------------------|----------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 2024年6月27日(予定) |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 2024年6月27日(予定) |

以上